

京都市告示第575号

平成2年1月18日付け京都市告示第201号（道路法に基づく道路区域の決定及び供用開始等）の一部を次のように改めます。

令和6年12月12日

京都市長 松井孝治

表中

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上鳥羽経75号線	南区上鳥羽金仏13番地地先から 同区上鳥羽塔ノ森柴東町31番地の 4地先まで	メートル 493.50	メートル 7.81～11.11

」

を

「

路線名	区間	延長	敷地の幅員
上鳥羽経75号線	南区上鳥羽金仏13番地地先から 同区上鳥羽塔ノ森柴東町31番地の 4地先まで	メートル 493.50	メートル 7.81～8.01

」

に改めます。

(建設局土木管理部道路明示課)